

# 交戦団体の承認

清 水 良 三

## 目 次

- 一 序説
- 二 承認が行なわれる状況
- 三 承認論適用の場面と様式
- 四 交戦団体の承認と叛乱団体の承認
- 五 承認正当化の諸条件
- 六 自衛権と交戦団体の権利
- 七 海上交戦権理論の混乱
- 八 結語

## 一 序 説

交戦団体の承認という制度は今日では殆んど使用されない制度であるように思われる。それは何故かといふと、まず第一にソヴィエト連邦が第二次世界大戦後、急速に其の支配権を拡大して行って、それらの被征服地域を衛生国として社会主義化して行き、それに対応して米国が自由主義的な体制を基幹とした諸国の制度を保持しようとして立ち

交戦団体の承認（清水）

上がつて以来、世界はいわゆる冷戦にまきこまれてしまったからである。それならば、何故に「冷戦」はこの制度にネガティブな影響を及ぼしたのであろうか。次に其の理由を考えてみよう。

或る一国の政府が叛乱団体から挑戦を受け、叛乱団体の支配地域の面積が次第に拡大して行き、従来の正統政府の指揮権・統制権・司法権・保安権などが当該叛乱団体の支配地域に及ばなくなり、しかも第三國の国民の身体や財産や権利が当該支配地域内に存在している場合、其の第三國は其の叛乱団体に交戦団体としての資格と能力があることを認め、<sup>①</sup>当該叛乱団体の支配下にある自國の利権を保護しようとする。すなわち交戦団体に支配権を認めることによつて、支配下の領域内の人の財産・権利などの尊重を求めると共に、戦争の結果から生ずる色々な損害に対する賠償請求権の確保などを中心として戦後の情勢に対する予測的対応することがこの制度の持つ基本的特徴である。そして其の場合、第三國は「あくまで中立的な態度」で、其の紛争の外側にいながら、其の叛乱団体に交戦団体としての資格と能力があることを認めることができ、この制度を成立させる根拠になつてゐるのである。従つて従来の国際法的思惟によれば、第三國の立場はあくまで、交戦者のいずれにも組するものでなく、叛乱団体と正統政府のどちらが其の紛争において終局的な勝利を收めようが、差支えないと云うものであつた。ところが冷戦が世界的な現象となつて来るにつれて国内紛争の大部は、社会主義的な色採を有する叛乱団体が正統政府の権限にたたかいを挑む形をとるようになつて來た。そして、第三國は、紛争の外側にいても、叛乱団体側の立場に味方するか、本国政府側に味方するかを決定している場合が多くなつて來た。そのため、交戦団体のいずれにも組せず、中立的な立場を保持する第三國は存在の場を失つて來たのである。従来の法理によれば、第三國から交戦団体としての承認を受けた叛乱団体は、当該第三國の利権や財産の保護とか賠償についての責任を負う代りに、其の第三國に中立の義務を課することが出来、

其の結果として、第三国の船舶は公海上において交戦団体による臨検を受け、戦時禁制品を積載していた場合には、没収あるいは移管の措置を受けても、これを黙認しなければならなかつた。ところが冷戦によつて第三国が、すでに立場としていづれかの陣営に属している場合には、交戦団体の船舶による当該第三国の船舶の臨検搜査あるいは積荷の没収などは拒絶されるであらう。さらにまた、第二次世界大戦後の場合のように、内乱を経験する国家は大体において小国であり、それらの小国において分裂した交戦団体が、自分より遙かに巨大な軍事力を持つ第三国の船舶に停船を命じ、場合によつては積載貨物を没収するなどということは、あり得ないことであつたろう。たとえば、アメリカの商船が北ヴェトナムの軍艦によつて臨検されたり、あるいはソ連の船舶がポルポト側の軍艦によつて臨検されたりすることを予想することは、余程現実離れした空想の世界に入り込まない限り不可能である。以上が、冷戦が「交戦団体の承認」という制度に及ぼした否定的な影響についての概論である。ただし、米ソのいづれの陣営にも所属しない所謂・第三世界の諸国が、文字通り、第三の世界に所属しているのであつて、それらの諸国の中の一国に、「共産主義対自由主義のような、はつきりと世界を二つに分つような理由以外の理由で紛争が生じた場合、例えば人種や部族や宗教などの違いが原因となつて紛争が発生している場合には、その第三世界に所属していながら、其の紛争の圏外に立つ第三国は、「交戦団体の承認」という制度を使用することが出来るかも知れない。然しながら今日の第三世界の諸国は、「文字通りの」第三ではなく、国民総生産高の隔差や国民所得の隔差など、経済的な要因から第三の世界に所属するところが多く、政治的な意味合いにおいて、完全に独立勢力であるかどうか疑問のものが多い。

交戦団体の承認という制度が今日殆んど使用されない理由の第一に考えられるのは航空機、それも特に大型の輸送機の発達によつて、叛乱団体への空からの兵員や軍需物資の補給が可能になつたことが挙げられる。たとえば、最近の

カンボジアにおける内乱に關して、ソ連はタイ領空を通過しての軍用機によるベトナム向け物資輸送を増強し、一九七九年の三月から九月までの六ヶ月間に、定期旅客機を除くソ連の臨時便によるベトナム向タイ領空通過は計九十七回にのぼり、その多くは軍需物資の輸送であった。叛乱団体が交戦団体としての承認を受けたことによつて、第三国の中船が戦時禁製品を積載しているかどうかを臨検によって知らうとするることは当然であり、法制として認められていることであるが、其様な叛乱団体の権利は、叛乱団体による封鎖が有効なものであり、叛乱団体の軍艦が第三国の商船を追跡して、これに停止を命ずるだけの機械的な能力を持つてゐることが前提になる。ところが、第三国の大型輸送機が戦時禁制品を積載して、叛乱団体の基地や、あるいは母国政府軍の陣地へ向つて、飛行している時に、これを空中に停止させて臨検することは出来ない。着陸させて臨検しようとすれば、着陸を命ずるだけの実力的背景がなければならない。このことはジェット機のように迅速に飛行している物体を対象にする場合には、とくに難しいことである。

さらに今日のように、高度の技術を要する航空機を自ら生産し保有する国家がごく僅かで、他の大部分の国家が、そういう技術や生産力を持たないでいて、しかも、内乱が起きるのは、このうち、後者の国であることが通例である場合には、後者の国家の中におきる叛乱の一方の当事者が、前者のような国の航空機と同等あるいはそれよりも機能のすぐれた航空機や、地上からの監視機械、あるいは着陸を余儀なくさせるような諸設備を持つことは不可能であるところから、交戦団体の軍隊は、交戦団体としての承認を受けたことから生ずる利益、すなわち、第三国が紛争の相手側に対しても戦時禁制品を供給することを途中で合法的に阻止出来るという利益を、享受することは出来ない。かくして交戦団体の承認から生ずる第三国の中船に対する捜査臨検没収などの権利は、迅速なる第三国の航空機輸送に対しても、適用不可能な空虚な内容を持つに至つた。

第三番目の理由として考えられることは、戦車や機甲軍団の発達によって、戦闘時間が短縮化されて来たことである。叛乱団体が政治組織としての耐久性と、計画性を持ちながら、しかも軍事的な実力を兼ねそなえて、当該叛乱勃発国家の支配領域のうちの相当部分をその実効的支配下におくまでには、相当の長期間が必要なことは、従来とあまり変りはないであろうが、それ以後、すなわち叛乱団体が従来の交戦団体承認論にもとづく交戦団体としての資格や能力を認められるような状況になってから後の戦闘期間が短縮化したために、承認を与えられたり与えたりして、利益を得たり、義務を負つたりするための手続に要する時間がそれだけなくなつて来たことが、この制度が使用されなくなつた理由であろう。

第四番目の理由として考えられることは、第二次世界大戦後の一般的傾向として、新興独立諸国はその多くは自国内にある外国資産の没収や自国の国土内に産する天然資源の国有化措置をとり、国際社会も条件付であるいは無条件でこれらの措置を承認して來てるので、交戦団体の承認によつて保護しようとする財産や権利について、一部の私有財産を除けば、重要かつ大規模なものを探査は殆んど持つていなつた。従つて内乱が勃発した場合には、第三国は、叛乱団体の支配下に陥ろうとする地域から自国民をひき揚げさせて、あとは動乱の結果を待つということになつて來た。従つて交戦団体の承認という制度は、その存立のためのもつとも重要な動機を失つてしまつてゐるのである。

## 二 承認が行なわれる状況

本国政府からの分離運動が或る程度成功して、政府組織あるいは軍事組織が結成されると、責任の問題とか、ある交戦団体の承認（清水）

いは其の紛争において中立的な地位を維持したいという希望の発生、あるいは本国政府とばかりでなく、叛乱者とも通商関係を持ちたいとする希望の発生があり、其の結果、まだ紛争が継続中であるにもかかわらず、そのような状勢そのものを事实上承認することが、どうしても必要になつて来る場合がある。かかる事实上の承認が次第にはつきりした形式をもつようになつたものが文戦団体の承認である。文戦団体の承認によつて第三国は、紛争に従事する当事者間において、厳格に中立的な地位を保持する権限を与えられる。そして叛乱者は一時的ではあるけれども、別個の合法的な地位を獲得するのである。

この文戦団体の承認が適用されたもつとも重要な実例はアメリカの南北戦争であった。

革命時における第三国と叛乱団体、あるいは第三国と母国政府との関係についての、ウイートンの次の説明は權威あるものと考えられて来た。

「革命が完成されるまでは、あるいは政府權力を獲得するための競争としての内乱が継続している間は、他国は古くから存在する政府を主權的な政府として取り扱い、事实上成立している叛乱団体の政府をば、敵に対する文戦權を保有する一個の社会として取り扱いながら、両者の紛争に無関係な觀察者としての地位を保持することが出来る。これが他国がとり得る第一の立場であるが、第二の立場としては次のような場合が考えられる。すなわち他国は母国政府か叛乱団体のいずれかの側の主張を正しいものと考え、彼らが正しいと考える側の主張を承認するのである。このうち、第一の場合においては、外國は國際法の下での其のすべての義務を果すことになる。そして從来からあつた政府も、敵に対して合法的な文戦權行使する新社会としての事實上の政府も、他国が不遍の中立を維持する限り、何らかの不満を表現する権利を持たないのである。ところが第二の立場をとつた場合には、他国は敵

対関係の存在を表明した相手としての紛争の一方の当事者の敵となるのである。そして別の方の当事者の同盟者となる。そして実定国際法はこの点にかんして、正当な戦争と不当な戦争との間に区別をしないので、干渉する国家は対立する当事者に対して、あらゆる交戦権行使する権限を持つに至るのである。

もしも件の外国が中立的な立場をとる旨を表明するならば、戦争が敵としての相互の当事者に付与する諸権利の自由な行使を両交戦団体に公平に認めざるを得なくなるのである。これらの諸権利の中には、封鎖の権利や戦時禁制品を捕獲する権利などが含まれるのである。

だが母国に対抗する叛乱植民地、あるいは、叛乱地方団体によるこれらの権利の行使は、母国と諸外国との間にそれ以前から存在する条約上の義務によって、制限を受けるであろう。<sup>(3)</sup>

交戦団体の承認は二つの状況の下で認められることになつて來た。其の状況とは、本国政府自身が叛乱者を、組織化された交戦軍隊として疑う余地の無い明瞭さで取扱う場合であり、特に公海における交戦権の行使を契機として、其のような取り扱いがなされる場合である。もう一つの状況とは、他の諸国の判断によれば、叛乱軍が戦争法規にしたがつて敵対行為を実行出来るような、また、自らの行為に責任をとることが出来るような、組織化された政府の特徴を持つに至る場合である。

たとえば、南北戦争当時の南部連邦諸国に対するアメリカ合衆国の封鎖宣言は、英國政府によつて交戦団体の承認であるとみなされた。近くは一九七九年七月二十日に、ニカラグアのゲリラ組織・サンディニスタ民族解放戦線は、マナグア市内の革命広場に集まつた市民の前で暫定政府の樹立を宣言し、一九六一年に国民解放戦線(サンディニスタ民族解放線の前身)が活動を開始して以来、十八年間にわたる内乱を終了したのであるが、これよりも約一ヶ月前の

六月十八日、米国務省スポーツマンは、サンディニスタ民族解放戦線を、合法的な反政府勢力と認めた。<sup>④</sup>また、これより数日前、米国務省のボウルダー特派大使は、サンディニスタ民族解放戦線の代表に対し、「あなたがたはニカラグア政府」<sup>⑤</sup>だと語ったといわれている。特派大使そのものが派遣されたこと自身が、交戦団体の正式承認と考えられるが、右の言葉は、さらにそのことを明確化した。これが政府の承認として取扱われば、尚早の承認となるであろう。あなたがたはニカラグア政府だという表現は、それまでにサンディニスタ民族解放戦線が実効的支配下におさめた地域において、政府としての統制権をもつていることを言つたものと解釈される。

けれども交戦団体の承認は、第三国の利害関係が実質的に影響をこうむらなければ、不適当なものとなる。かつては交戦団体の承認不承認が直接関連して来る法律問題は、公海上をはる中立国の船舶が戦時禁制品を積載しているかどうかを捜索するにあたっての権限の有無と関係を持つていたのであるが、最近ではむしろ叛乱団体が内乱で勝利をおさめたあと、政府構造あるいは政策の方向に、より多くの影響力を行使せんがために、あらかじめ叛乱団体の首脳部と接触を保つための承認問題の重要性がクローズアップされて来たようである。こういう承認の仕方は、もしも当該叛乱団体が其の闘争において最終的な勝利を得られなかつた場合に、承認国を困難な立場に追い込むことになるが、たとえば一九七八年一月以来激化して來たニカラグアの内戦において、アメリカ合衆国は一九七九年六月二十一日のOAS外相会議でソモサ大統領の辞任要求決議に賛成すると共に、このまま内戦が続ければ、「結局はアメリカが手がかりを残さないでサンディニスタ側の勝利に終る」という認識<sup>⑥</sup>を持った。このためアメリカはまずソモサを辞任せしめ、次いで中道派から成る小議会を設置せしめ、この議会がサンディニスタ側と交渉し新政権を樹立するとの構想を持ったが、この構想がサンディニスタ側に拒否されたために、アメリカはサンディニスタ側臨時政府の構成を穩

健化するための工作をはじめた。そして内戦收拾後の新政権に対する再建援助を条件に、サンディニスタ側の説得にのりだした。さて、このようにして説得を行うにあたっては、当然交渉相手の国際法的主体性を暫定的ながら承認しなければならず、そのために行なわれる諸行為あるいは諸行為の結果をカテゴリーに表現したものが、交戦団体の承認という訳である。

### 三 承認論適用の場面と様式

或る特定国家の内乱によつて生み出される政治的状況に第三国がまきこまれていく状況は大体次のように分析出来るであろう。

まず第一に、第三国は彼らの国家的な利害が重大な影響をこうむらない限り、他国の国内問題には干渉しない。だが次のような理由から、其様な不干渉の態度を続けることが、実際政治の面で不可能になる時期がやって来るかも知れない。その理由とは

(1) 叛乱軍の作戦展開が相当程度成功して、従来は母国政府によつて統治されていた領土のうちの相当大きな部分を占領すると共に、当該部分において叛乱軍が事実上の権力を確立するようになる。この場合、第三国がすぐ直面しなければならない問題は、彼らの国民、かれらの諸々の商業上の利益、および占領された領土からのおよび領土への輸出入を保護するため、事実上の権力機関としての叛乱団体と、或る程度の接触あるいは交渉をしなければならないということである。

(2) 母国政府と叛乱軍との間に行なわれている実際の戦争が次第に大規模なものになって行くと、第三国は其の内乱

を、単なる殺し合いの闘争ではなくて、相対立する国家間の本当の戦争として取扱わざるを得なくなる。別の言葉で言えば、第三国は交戦団体の承認をしなくてはならなくなるのである。それは何故かと言えば、第三国が戦争に捲き込まれる危険を受諾するのでない限り、相対立する当事者を交戦団体として取扱わないでは解決し得ないような難しい問題が発生するからである。このことが起るのは通常、相対立する軍隊の海上作戦が海洋を使用する他国家の海上貿易に關係し、干渉して来る場合である。例えば海洋を使用する他国家は、実力を行使する準備がなければ、自国の船舶が対立抗争する当事者のいずれかによつて、戦時禁制品を積載しているかどうかについて不当な搜索を受けても、これに抵抗することは難しいであろう。ところが両当事者に交戦団体としての権利が許与してあれば、国際法における当該海洋国家の権威と権利を毀損することなく、船舶の搜索権を是認することによつて、かかる状況を正当化することが出来るであろう。<sup>(8)</sup>

(1)のために第三国は反乱者の事実上の承認について決定することとなるであろう。但し其の承認は、これらの叛乱者たちが効果的な占領をしている特定の領土に限定されたものとなるであろう。たとえば、一九三七年に英國はスペインの内乱における叛乱者に事実上の承認を与えたが、それは叛乱者の管理下にある領土にかんしてであり、そして英國と叛乱団体との間には代表が交換されるまでに至つたのである。

(2)にかんしては、交戦団体が承認される前にいくつかの条件が存在しなければならない。まず第一に敵対行為は純粹に地方的なものとは明確に区別されたところの一般的な性格をもつたものでなければならない。第二番目に叛乱者は彼らが或る程度の規模の敵対的な一國家権力を代表しているという推論を正当化するに足る充分な領域の支配権を持つていなければならぬ。第三番目に両当事者は戦争法規に従つて行動しなければならない。そして特に叛乱者は適

当な指揮下にある組織化された軍隊を持たねばならない。これらの諸条件がすべて存在する場合においてすら、状況いかんによつては、交戦団体の承認がはばまれる場合がある。それは例えば、一九三六年から一九三八年にかけてのスペインの内乱当时にみられた状況であつて、当時ヨーロッパ諸国は不干渉政策をとり、状況が複雑化して内乱が全般的な戦争になつて行くのを避けたいという希望を持つていた。そして此の希望の故に彼らは交戦権の付与をしたくないという希望を持つに至つたのである。別の言葉で言うならば交戦団体の承認は許容的(あるいは、任意的)なものであり、義務の問題ではないように思える。叛乱者側に承認要求権があるか否かの問題について積極説と消極説とがあるが、スペイン内乱当时は、大多数の学者は積極説をとつた。<sup>(9)</sup>

交戦団体の承認問題における英國の慣行は一八六七年に法務官によつて述べられたものが権威あるものとされている。この時の法務官の説明中の語辞によれば、「暫定政府」を設立したという宣言が叛乱者によつて為されるだけでは、交戦団体の承認を正当化するには不充分である。承認の付与が為される前に、叛乱活動が継続して来た時間の長さについて考慮が払われねばならない。また叛乱軍の員数、秩序の保持能力および訓練の度合にも考慮が払われなければならない。そしてまた、新しく設立された政府が外国と国際関係を維持出来るかどうかについても考慮されねばならないのである。

交戦団体の承認は、承認を与える側の国家に通常の戦争の場合における中立宣言と同じ効果を生じさせる。承認を与える側の国家は中立的な権利を当然のこととして保有するようになる。そして此等の権利は相対抗する当事者によつて尊重されなければならない。同時に交戦団体の地位は母国政府と叛乱者に、戦争法規にもとづくいくつかの権利を付与する。そして此の権利とは、闘争が其の程度と度合を維持する限り、母国政府にとつても叛乱者にとつても有

利なものである。特に合法的な政府は、叛乱者によって占領された領土において叛乱者によって為される諸行為についての責任をまぬがれる。

交戦団体の承認は、母国政府あるいは叛乱者の政府を、合法的な政府として承認することとは全く別の事柄である。かつて英國の外務大臣は一九三七年に次のように述べている。

勿論、交戦団体の承認は、あなたが交戦権を付与しようとする誰かが、其の国の合法的な政府であると承認することとは、まったく別個の事柄である。交戦団体の承認は、被承認団体が合法的政府であるかどうかということとは関係がない、それは与えるものにとつても便益であり、受けるものにとつても同じように便益であるところの、交戦権の付与にのみ関連する概念である。<sup>⑩</sup>

従つて、内乱期間に叛乱団体を「合法的な政府」として承認することは、承認を与える側の国家による國際法の侵犯となる。

#### 四 交戦団体の承認と叛乱団体の承認

交戦団体の承認は国家の承認と同意義ではない。交戦団体および交戦団体の統治下にある共同社会は、其の交戦団体および交戦共同社会がたたかいを挑みつつある政府が代表している国家の構成部分である。交戦共同社会が法的な意味において国家性を取得するのは同共同社会が独立を達成するか、あるいは、自ら選んだ代表が既存国家の合法的政府にとつて代ることによつて、其の叛乱の企図に成功した場合においてのみである。このような成功が記録されるまでは交戦共同社会は、限定的で一時的な國際的な人格しか持ち得ない。それ故にそれが諸国民から成る社会の一員

としての性格を持つとしても、やはり限定的かつ一時的なものと看做されなければならない。

交戦共同社会の地位を未だ確立するに至っていない叛乱は、叛乱状態であると言われ、それは国内的な平穏と内乱との間の中間的な状態であるとされるのである。

叛乱団体の承認は他国から見た場合、その国の国内問題と看做さるべき性質をもつてゐる。何故ならば、それは或る外国に叛乱団体が存在することについて注意を促す宣言を伴うことが通常であり、そして一般公衆に対しても、問題になっている地域における旅行、商業事務の遂行その他の取引に注意を払うよう警告するのが普通であるからである。斯様な叛乱状態の宣言は交戦団体の承認と一致するものではなく、関連する叛乱団体のために国際法上の諸権利をつくり出すものではない。かような叛乱団体は不安定な政治状勢の中で、過渡的な局面を担当する。そして叛乱者は合法的な政府によって速やかに潜伏させられるか、さもなければ彼らは、交戦共同社会の地位を獲得するまで、其の活動領域をひろげるかするのである。だが、第三国が叛乱者に対して交戦団体としての承認を拒絶することによつて、かえって叛乱者に対して実質的な行動の自由を付与し、その官憲との交際を許与する場合がある。そしてそうすることによつて叛乱団体の承認を事実上の政府としての承認と両立せしめる場合がある。<sup>(12)</sup>

独立国家間に武力紛争が起る時には、紛争の両当事者は戦争状態の存在が確認される場合には、いつでも直ちに、交戦団体としての権利を享有するようになる。だが叛乱や革命の場合には問題はそれほど簡単ではない。交戦団体を一つの原則としてみるのではなくて、一つの事実として見るのが、ヨーロッパ諸国民の慣行であり、またアメリカ合衆国の慣行であった。戦争に従事している相当数多くの集団が或る程度の実力と行動の一貫性を獲得した場合には、其の人たちの集団は交戦団体として取扱われるべき権限を取得するということが、カニングによつて言われているが<sup>(13)</sup>

斯様な条件がととのつたかどうかについて決定するためには、色々なことが考慮に入れられなければならない。

敵対状態の存在、あるいは事実上の戦争の存在を単に認めることだけでは、その当事者が交戦者として取扱われるべき合法的な戦争状態の承認ということを意味しない。たとえば、一八〇四年にフランスとサント・ドミニゴとの間には、疑いもなく事実上の戦争状態が存在した。しかもアメリカ合衆国は叛乱者を交戦者として承認することを拒否したばかりでなく、彼らと交際することを禁止したのである。近くは、一九七九年九月二十五日、米国務省のスポーツマンは、カンボジアのヘン・サムリンとポルポトの両政権を厳しく非難し、どちらの政権もカンボジア国民の熱望を代表していいないと決めつけた。そして両当事者に軍事作戦を思いとどまるよう米政府が勧告したことを明らかにした（朝日新聞・一九七九年九月二六日号）。これは、両当事者を交戦団体として認めるなどをはつきりと拒否したものである。

交戦団体が承認されるのは、政治的紛争が或る一定の規模にまで到達し、承認を与える側の国家の利害に影響を及ぼす場合である。そして海上作戦の場合には、承認はどうしてもなされなくてはならない。さもなければ叛乱者の使用する船舶は、第三者に害を及ぼすようなことがあつた時に海賊として追跡されるであろう。また、交戦団体の承認は、封鎖公海上における臨検、捜索、戦時禁制品の没収などの諸権利の発生を意味する。また、交戦団体の承認は承認を受けた共同体に独立国家としてのすべての権利を付与するものではない。それは、被承認共同体の政府と人民に戦争に関連するすべての事柄にかんして、独立国家が有する権利と義務を付与するのである。<sup>(4)</sup> また、叛乱分子を服従させようと努力している主権者が或る特定の場合において、主権的な権利を行使していることになるのか、あるいは交戦団体としての権利を行使していることになるのか、其の時の主権的主体がとる行為の性格によつて決められなくてはならない。もしも其の時の主権的主体が或る種の犯罪についての刑罰を定め、裁判所によつて適用されるべき法

律はどのようなものであるべきかについて定める法を公表するならば、其の法の性質および其の法の下での手続の性質が、其の行為が交戦権の行使か、あるいは主権的な権力の行使かを決めるであろう。

交戦権の許与の問題が起るのは、外国の国内で国内的な紛争が発生する場合である。或る国の政府が外国の国内の紛争にかんし、交戦団体の承認という行為に踏み切るに至るには理由がなければならないが、かかる行為を要求しきつ正当化せしめる理由は、其の国が紛争地域に在留自国民その他保護を必要とする利益をもっており、それらの人々や利益が其の内乱の結果、影響をこうむり、内乱の当事者に対する其の国の政府の関係を明瞭ならしむる必要が生ずるからである。母国政府が国内の軍隊の力によって叛乱軍を懲伏せしめようと努力しており、そして叛乱軍は自らの政治的自主性と国家性を主張し、母国政府が与えようとしない交戦権を持つていると主張している時に、或る外国の政府が其の叛乱軍の交戦権を、どうしてもそうしなければならないという必要性に迫られることなく全面的に承認するならば、其の叛乱に対する精神的な支持の好意的表明となり、母国政府に対する非難の意味合いを持つこととなり、それは国際法上の違法な行為となるであろう。だが其の内乱に対して、当該外国がどのような状態におかれているか、また、紛争両当事者の間の状態がどのようなものになっているかによって、斯かる承認行為が正当化される場合があるのである。それ故、重要なことは、どのような状態、当該外国とのどのような関係が、其の承認を正当化するかを決定することである。

## 五 承認正当化の諸条件

交戦団体の承認が正当化されるためには、母国と叛乱軍との間の状態が、事実上、国際法上の戦争状態に到達して

いなければならない。すなわち国際法上の権利と権力が実際に行使されていなければならない。そもそも承認は偽りの承認となる。何故ならば、承認とは事実に関する事であるからである。交戦団体としての承認がどのような場合に行われるべきかについての検証条件は色々あるが、まず挙げるべき条件は、叛乱団体が事実上の政治組織を持っていることであり、しかも其の政治組織が、性格においても、支配下においている人口においても、また其の資源においても、諸国家間の一国として存立し、合理的な基準において国家の義務を果すことが出来るものでなければならない。両当事者は実際に軍隊を使用出来る状態になければならず、しかも其の軍隊は休戦旗の使用や、捕虜交換条約の締結、捕虜の交換、母国が捕虜になつた叛乱団体への参加者を戦時の捕虜として取扱うことなど、戦争の規則と慣習に従つて行為するものでなければならない。また海上においては就役軍艦の叛乱者による使用、対中立国の商業に対し母国政府が叛乱者側の港を封鎖する権利行使すること。また母国政府が海上において中立国の船舶を停止せしめ搜索する権利行使することなどが為されていなければならぬ。もしもこれらの諸要素のすべてが存在するならば、それらの諸事情は疑いもなく伝統的国際法上の戦争である。内乱に対する外国の関係についてであるが、もしも内乱の戦闘が陸上においてのみ行われており、しかも其の外国が内乱が起きている国に隣接していない場合、承認を求めるることは難しいであろう。たとえば、かりにアメリカ合衆国がヨーロッパの中心部に存在し、港を持つていない国家の中での叛乱団体に対し、交戦団体としての権利を正式に認めるべきだとしても、(もしも航空機による武器や物質的輸送可能という最近の状況を考えないとすれば)そこには其の叛乱団体に対する精神的支持を表明すること以外に、想像し得る必然性というものは殆んどあり得ないであろう。けれども叛乱団体の為すいろいろな行為にかんし、母国に責任を負わせるか、あるいは叛乱団体を事実上の政府として取扱うかについて、外国が決定しなければならぬ

いような場合が発生するであろう。もしも外国が叛乱者に対し交戦団体としての承認を与えるならば、母国政府は叛乱者がいかなることを為そとも其の行為に対する責任をまぬがれるし、また叛乱者の権力が及んでいる範囲内において母国政府が何かを為すべきところを、為さなかつたことに対し責任をまぬがれることになる。内乱にかんする戦闘がまったく陸地のみにおいて行われている場合、隣接国家は其の内乱を戦争と看做すか看做さないかについて、決定をしなければならなくなるであろう。だが実際においては、こういう決定の発表が一般的予測的な宣言によって為されることはない。諸事件を実際に取扱うやり方によつて、個々の場合に別々に示されるのが普通である。叛乱団体の支配する領域も母國も共に海洋に接し、外国が両者の支配下にある港のいずれとも範囲のひろい通商貿易関係を持ち、しかも当該外国および抗争する両当事者の一方あるいは両方が相当な規模の海軍力を持つてゐる場合、そして国内の戦争の範囲が自ら海上にまで及んで行つてゐるような場合、斯様な場合には此の紛争に対する外国の関係は、紛争が陸地のみにおいて行われる場合とはまったく異なるというのが（大型輸送機出現以前の）伝統的国際法の見解である。

斯様な状態において政治的に複雑な状況に対しどのような責任が生ずるかの問題、通常、本国から離れたところにいる私人や海軍の士官たちによつて、すぐでも決定されなければならない権利や義務の問題は、三つの当事者の地位にかんして権威ある一般的な決定が為されることを要求してゐるようと思ふ。もしも抗争が戦争であるならば、すべての外国の市民や官員は、それが行政に関したものであると司法に関したものであると、一貫して一つの行為様式をまもらねばならない。だがそれが戦争でないならば、彼らはまったく異なつた行動様式をとらなければならぬのである。それが戦争である場合は抗争両当事者の就役軍艦は、外国の商船を停止させ、捜査しあるいは拿捕することが出来る。そして当該船舶は抵抗してはならず、また捕獲審査所の決定に従わなければならぬ。もしもそ

れが戦争でないならば両当事者の軍艦は、外国の商船を停止させることも出来ないし捜索することも出来ない。そして当該船舶は、臨検捕獲などの形式のあらゆる試みに抵抗することが出来る。若しも両当事者の軍艦が、かかる形式の試みをあくまで遂行しようとするならば、外国の軍艦は両当事者の当該軍艦を攻撃したり、或いは拿捕することが出来る。若しもそれが戦争であるならば、母国は国際法に従つて叛乱軍の港を開鎖することが出来るだろう。そして外国人は其の封鎖を尊重せねばならない。だが若しも其のが戦争でないならば、其の国と範囲のひろい商業関係を持つてゐる外国国民は、叛乱団体の支配下にある港の封鎖を尊重することはないであろう。若しもそれが戦争であるならば叛乱者団体の軍艦は、外国の市民や官員によつて、海上においても港においても、合法的な交戦団体の機関として取扱われなければならない。若しもそれが戦争でないならば、これらの就役軍艦は海賊であり、そのようなものとして取り扱われる。もしも其のが戦争ならば戦時禁制品や公文書あるいは軍事要員の輸送にかんする規則や危険負担が適用される。外国の管轄権の範囲においては、叛乱者が敵対行為のための準備や、其のための整備の過程において為す行為は、中立法の違反となるであろう。だがそれが戦争でないならばそれらの行為は中立法の範疇には接触しないで、海賊行為の範疇に入つて来るが、あるいは国内法上の犯罪の範疇に入つて来る。<sup>⑯</sup>

若しも外国政府の担当政治部局が、交戦権の存在についての正式宣言を時期尚早に、あるいは、其の外国が抗争する両当事者と何ら利害関係のからみ合いもないのに、発表するようなことがあるならば、これは好意的な（抗争中の一方の当事者に対し）、あるいは非友好的な（抗争中の他方の当事者に対し）行為となる。若しも母国政府がこのこ

とについて不満を述べるとするならば、その不満はこれらの理由の一つを根拠として述べられなくてはならない。承認が理由のない尚早なものであるかどうかを決定するためには、身近な事実や抗争当事者の公然たる形式の整った諸行為についての考察だけではなく、それ以上のことについての考察もしなければならぬ。外国は抗争両当事者の抗争が激化する以前からの歴史を考慮に入れなければならないし、また、そういう歴史を考察する権限を与えられている。さらに外国は次に挙げるような事項についても考察しなければならず、また、考察する権限を与えられているのである。①当該軍事政治機構の規模と完全さ、および両者の側の準備の度合。②海上および陸上における予想される紛争の範囲。③紛争発展の予想される範囲と速度。④自国の商船、海軍士官および領事たちが外国において突然困難で複雑な状況に巻き込まれていく蓋然性。すなわち、諸外国は時宜を得た決定によって自らを保護しようとするのである。もしも外國が尚早に承認を与えることがあれば、それは母国政府に対して何か非友好的な意図を持つていると疑われても仕方がないであろう。交戦団体としての承認を受けることは、叛乱団体にとって単に利益になるというようなものではない。承認されることから生ずる地位によつて、彼らは大いなる利益を獲得する。彼らは海上において委任された任務を遂行する軍艦を就役させることが出来る。また、彼らは諸外国の承認の下に海戦におけるあらゆる権限を行使することが出来る。彼らは中立法規に違反しない限り、外国において借款を得ることが出来るし、陸軍および海軍用の軍需物質を獲得することが出来るし、兵員の登録をすることが出来る。彼らの使用する旗や彼らの指揮官たちの階級や権限は認められる。彼らの所得税法は尊重される。彼らは準政治的な承認を受けるのである。他方において母国政府は叛乱軍の支配下にある領土において為された諸行為に対する責任をまぬがれる。母国政府による母国自身の港の封鎖は尊重される。そして母国政府は海戦の当事者の有するあらゆる権限を、中立国の通商活動に対し

て、行使する権限を獲得するのである。<sup>(18)</sup>

## 六 自衛権と交戦団体の権利

國際連合憲章によつて武力の使用が禁止されるまでは、公海は海上や海中での武力闘争が行われた主要な区域であつて、其処においては交戦団体が相互間において、交戦上の権利を獲得したばかりでなく、中立国に対しても、交戦団体の地位から生ずる色々な権利を得たのであつた。海洋支配権を獲得しようとする十九世紀中の闘争は、戦争を行なうために必要な基本的な原料資材が、積荷として敵の手に渡るのを妨げようとするためのものであつた。そしてナポレオン戦争中の捕獲審査所の活動によつて、これらの対敵拘束行為は、次第に規則として組織化され、十九世紀および二十世紀の海戦の指導方針を形成したのであつた。これらの規則の中には、敵の軍艦に対する攻撃に関するもの、敵の商船の捕獲と彼らが逃亡しようとした場合の彼らに対する攻撃に関するもの、中立国の船舶に対する接舷と捜索ならびに戦時禁制品であることが判明された貨物の捕獲に関するもの、また、敵の沿岸の効果的な封鎖に関するものが含まれていたのである。ここに挙げた諸規則のうち、最後の二つは、別個のカテゴリーに属するものでありながら、其の別離性はやや曖昧であった。何故ならば一九一四年までは、公海上での中立国の船舶に干渉する権利は、封鎖が確実に行なわれているかいないかによつて、其の有効性の有無が決まるものと、ひろく信ぜられていたからである。二つの世界大戦の期間中、厳密な封鎖を実行することが不可能であることが判明した結果、この二つのカテゴリー間の結び付きは、緩慢な許容性をもつようになつて來た。そして公海上における中立国の船舶の接舷と捜索は、戦時禁制品の輸送に従事していない中立国船舶の出港許可が、封鎖海域通行証制度によつて容易なものになつて來た

とうい理由だけで、我慢出来るもの、許容し得るものとなつたからである。

公海上におけるこれらの海戦法の諸規則が再び活き返るような状況が起ることは、ありそうもないことである。敵対行為の行なわれる範囲がごく制限されてしまつてゐる現代的な状況——すなわち其処においては、自衛のため以外の武力の使用は国連憲章によつて違法化されてしまつてゐる——の中では、従来の意味ちらかといふと、寧ろ、相当、絶対的な言葉づかいで海洋の自由が宣言されているのである——の中で、従来の意味での交戦権といふものが、公海上で行使し得るかどうか、それが問題である。自衛のための戦争というものは、どうしても自衛権を行使する国家の領域を中心として考えられるものである。自国の領域から遠くはなれたところで行なわれる自衛のための戦争ということは、自己矛盾的な感じなしには考えられない。自国領土からの遠隔の度合を無視した自衛権の行使は、予防戦争的な性質を帯びて来る。自衛権はどうしても、領土・領海・領空を中心として考えられなくてはならないであろう。此の問題は今までのところ解決されていない。それ故、作戦上、臨機応変の処置をとることを、期待されている海軍の将官たちにとつて、此の問題は次第に面倒くさいものになつて來つたある。

国際社会は紛争をそれが直接関連ある領域に限定しようとしている。また其のことから出て来る当然の結論として、彼らは公海を作戦展開区域から切り離そうとしている。このことはスペインの内乱やベトナム戦争などの限定戦争の諸事例において明らかのことであつた。ただし、紛争の主題が公海それ自身である場合、あるいは紛争区域が公海なのか、それとも国家領域あるいは国家の管轄権内にある領域なのか不明瞭な場合、そういう場合には、必ずしも明らかであるとは言えない。

## 七 海上交戦権理論の混亂

スペインの内乱に列国が捲き込まれて行く過程において、一九三六年八月一〇日は注意すべき日である。此の日、共和派はカディズおよびその他の国民派の保持している港の周辺に、戦争地帯宣言をしたのである。それから十日後、共和派の巡洋艦リベルタッドは、領海の外側でドイツの船舶カメリーンを停止させ、国民派の保持する港への進入を禁止した。このことはドイツ側を刺激して、其の結果ドイツの軍艦がスペインの海岸の沖合に出動し、多角的な目的をもつ海軍の不干涉パトロール体制が布かれることになった。このパトロール体制は、最初は単純な艦隊作戦として展開されたものであったが、最後には八〇隻もの英仏の駆逐艦が出動する結果になった。英國政府はカメリーン事件について何ら正式の意見を表明しなかった。だが英國政府部内においては、共和派のやりかたは彼らの権限を越えているものであると考えられていた。スペインの内乱に於ては英國もフランスも抗争両当事者に公海上での交戦権を認めようとはしなかったという点で、従来の国際法の歴史からみて、この内乱は異常なものであった。<sup>(19)</sup> 公海上における交戦権はそれ以前の世紀においては、内乱の抗戦当事者が行政上軍事上の均等性を理由として、資格あるものと認められれば、内乱の両当事者に与えられていたのである。敵対行為を領海の範囲にのみ限定しようとした英仏の政策には、便宜上の観点から正当化し得る理由があつたかも知れないけれども、しかし此の英仏の政策は、抗争両当事者が戦争を遂行するに当つて、従来当然与えられているものと思ひ込んでいた戦争遂行上の便宜手段を、両当事者がから奪うことによつて、この件にかんする国際法の成り行きを変更したのであった。しかも此の英仏の政策は、其の目的を実現するのに失敗した。何故ならば、その政策はそれによつてふせごうとした事態を、ふせぐことが出来ず、適

当な管理下における封鎖が行なわれる代りに、遙か遠方の海で船舶輸送に対する無秩序な攻撃が行なわれる結果となつたからである。かくして海上作戦を規制する法律構造が全く曖昧なものになってしまった結果、英國海軍は、其の獨自行動および反応行動の規模を決定するのに屢々困難を感じた。<sup>(20)</sup> また英國の外務大臣は此の問題についての法の微細な点については無関心であつたが、このことも英國海軍を困難な立場に迫り込む理由となつてゐたのである。

封鎖権を主張する国民派と、交戦団体としての権利を否認しようとする英國側の主張は矛盾するものであり、この矛盾はついには公海上での海軍の対決をもたらすであろうと考えられていたが、この対決の不可避性がついに明らかになつたのは、一九三七年四月六日にビルバオ (Bilbao) 近くの沖合十マイルのところで、國民派の武装したトロール船ガレルナ号によつて「S・S・ソープヒル」が砲撃を受けた時であった。英國の駆逐艦ブレイズンは「ソープヒル」の援助に向うよう連絡を受けた。ブレイズンはガレルナ号に対し公海上で英國の船舶に干渉する<sup>(21)</sup>ことをやめるよう命令した。そして調査のためソープヒルにボートを派遣した。この時点では巡洋艦アルミランテ・セルビラ (Almirante Cervera) が接近した。そしてブレイズンがセルビラに、ソープヒルの運んでいるのは食糧だけである<sup>(22)</sup>ことを信号で知らせた時、アルミランテ・セルビラは、ビルバオに食糧が運ばれるのを阻止しようとするのが同艦の意図であると答え、海岸近くに停船したのであつた。此の間、両者の海上勢力は次第に強化されて來た。ブレイズンの支援に「アランショ」(H. M. S. Blanche) が到着した。またポケット戦艦グラーフ・ショペー号も近辺の海域を遊弋しつつあり、それによつて状勢はさらに不確実の度を加え、どのような決着になるか分らなくなつて來ていた。ソープヒルは二隻の英國の駆逐艦の護衛を受けて、三マイル制限の水域にまで至り、そゝだアルミランテ・セルビラ号は引き返して行つたのである。

」の事件の結果、海軍政策の範囲はいかにあるべきかについて、従来よりもより深い考察が必要とされるようになつた。地方の英國司令官は次のように述べた。すなわち、國民派によつて嚴重封鎖体制が維持されている限り、封鎖水域を突破しようとする英國船舶は、もつと確實な援助を受けるか、あるいはビルバオとの貿易をさし止められるべきである。地方司令官のこういう勧告を英國の大使は支持した。そして司令長官ホーム・フリートは地方司令官に対し、英國の船舶に対し次のように通知するよう指示した。すなわち、若しも英國の商船がビルバオ沖のスペインの領海に入るならば、このことは司令長官の指示に反することになり、従つてそれらの船舶は保護されないと。司令長官が考えていたことは、法律的にはスペインの權威機關は領海における管轄権を主張出来る権利を持つている。そして若しも此の権利が叛乱軍の政府に認められないならば、それは干渉となるであろう。不干涉のためのパトロールがまさに避けるべきことは其のことである、ということであった。

しかし、イーデンは、法が領海に關して、それ程嚴重な政策を要求しているということに、賛成出来なかつた。<sup>(21)</sup> そして、司令長官の指示は、余りにも遠方にまで行き過ぎていると考えたのである。ソープヒル事件の意味を検討するために閣議が開かれた。そして此時の討議から明らかになつたことは、大部分の閣僚は國民派が公海上において何の権利も持つていなくては、何の疑いも抱かなかつたが、領海内における國民派の権利について、間ちがえた結論を示させていたということである。封鎖には抵抗し得るものかどうかについての質問がなされた。また英國の船舶は領海内で一度拿捕されて貨物を没収されたあと、公海を経由して別のスペインの港へ向う時には、没収された貨物を返還して貰えるのかどうかについても質問がなされた。

内閣の閣議においても、此の問題についての法律問題は明確な結論は得られなかつたので、其の結果海軍は、事件

に遭うたびに其の事件を処理するための規則を急いで作り出さねばならない立場に置かれたが、そういう状態は珍らしくことではなかった。英國船舶を保護するための内閣委員会がつくられねばならない状態に立ち到つたが、そういう解決方法も珍らしいものではなかった。この委員会が開かれた時、公海においては保護活動をするが、領海においては保護活動は行なわないという海軍の政策が了承された。公海上において英國船舶を保護するための命令を準備する仕事は、司令官に委された。彼の命令は次のようなものであった。国民派の軍艦が領海の外側で武力に訴えることはないであろう。そして英國海軍の駆逐艦は、保護活動の拡大は要求されるであろうけれども、自分より強力な軍艦と交戦することは求められないであろうし、あるいは別の言い方をするならば、海戦時に駆逐艦に要求される行動以上の行動は求められないであろう。そして、より優勢な武力に直面した場合には、商船輸送への干渉に対して強い抗議の姿勢をとることだけに、行動を限定すべきである。

だが、英國の地方司令官が英國の商船隊を公海上において護衛すべく、此等の船舶をセント・ジーン・ドゥ・ルス (St. Gean de Luz) に集め始めた時に、国民派の政府は護送がビルバオに至るまで続いて行なわれるであろうと予想し、英國政府に対しても、こういう護送活動には実力を以て抵抗するであろうと知らせた。一九三七年四月十一日に、内閣はこの脅迫の含意について討議した。外務大臣は封鎖を突破し、力には力を以て抵抗することを希望する旨を述べた。だが海軍長官 (The First Lord of Admiralty) のサー・サ缪エル・ホア (Sir Samuel Hoare) は、食糧は戦時禁制品と考えられるべきであると考え、護送活動をやめさせよう希望すると述べた。内閣の決定は常の如く妥協案であった。だが此の時列挙された何が為さるべきかについての色々な見解と比較すれば、そのうちのどれよりも國際法の要求に近いものであった。諸船舶に対しては彼らは護衛されることはないだろうという警告が発せら

るべきである。だが、フランコ将軍に対しては、英國は海上における干渉を許容する]]とはないだらうといふことが告げられることになった。

此の決定には示威目的の海軍力の増加についての慎重な考慮が含まれていた。そして其の結果、巡洋戦艦がビスケイ湾に停泊することになった。上級海軍士官の報告によれば、国民派はただ脅迫によつてのみ其の封鎖を有効的なものに為し得るというのが彼の印象であった。そして彼は英國の輸送船舶がビルバオまで護送されるべきことを求めたのであった。此の提案は受け付けられなかつた。だが海軍本部は彼に対し、若しも国民派が領海内において英國の商船に砲火を浴びせるならば、英國の艦隊は干渉すべきであると訓令した。一九三七年四月十四日に、内閣はたとえ封鎖を破ることがあつても、公海上における英國の船舶を保護すべきであると決定した。

かくして、此の問題についての国際法の適用状況は次第に曖昧なものになって來た。そして海上の状勢はそれに応じて混乱し、さらに危険なものになって來た。海運評議会 (The Chamber of Shipping) は、ビルバオの封鎖は非効果的であり、それ故に不法なものであるとし、そして其れ故に英國の船舶は英國海軍によつて保護せらるべきであると論じた。この議論は戦時中における封鎖法を混乱させた。これで言う戦時中の封鎖法とは公海上における船舶輸送の遮断の合法性にかんするものであり、領海への進入を禁止する事実上の政府の権利に関するものであつた。封鎖の侵犯をしないよう英國船舶に対し、繰り返し繰り返し警告が行われた。それでも英國の船舶が其のことを引続いて行なうと主張した時には、彼ら護送はされたのであつた。従つて論理的一貫性に欠けていたのである。

これらの問題が一番の難点に到達したのは一九三七年四月二十一日のことであつて、この日、數隻の船舶が封鎖を突破しようと試みた。そしてスペインの領海の内側で停止させられたのである。英國の軍艦ファイアドレイクは抗議

のため領海線のぎりぎりのところまで進行した。そして国民派のトロール船ガレルナが一隻の商船の船首を横切るよう発砲した時、ファイアードレイクはガレルナに砲身を向け射撃の体制に入った。この時すぐにアルミランテ・セルヴィラはファイアードレイクに「ビルバオに入らないよう諸船舶に告げて貰いたい」旨の要請を行なった。これに対しファイアードレイクは高圧的に「干渉することをやめよ」と答えたのである。フッドが援護するため姿を現わした。そして上級海軍士官とアルミランテ・セルヴィラの間で抗議の応酬が行なわれた。司令官に対する此の時の状況の報告書の中で、件の上級海軍士官は、「効果的な封鎖」とは誤った呼び名であり、使われるべきではなかつたと述べている。

超法規的な手段で状勢を処理しようとする努力は失敗しつつあるということが明らかになつて來ていた。そして、海軍本部は、交戦権の付与が妥当な方法であるという結論を下した。このことが論議されたのは一九三七年四月二十八日の閣議においてであった。だが、イーデンはいぜんとして反対の立場をとり続けていた。この閣議のあと海軍本部は上級海軍士官（S・N・O）に対し、領海の中では不必要な武力が使用されない限り、船舶は保護されるべきではない。だがひとたび船舶の拘留が行なわれた後においてさえも、もしもそれらの船舶が逃亡しようと試みて、公海上に再び姿を現わすならば、このことは交戦権の否認と同じことになるであろうけれども、それらの船舶は保護されるべきである、という注意を与えたのであった。一九三七年七月十日に国民派の海軍は上級海軍士官から、若しも国民派の軍艦が領海内にいる英國船舶に対し、信号で停戦を命じ、其の後に船首を横切るように大砲を発射する事があつても、英國の軍艦は干渉することはないとある。また英國の軍艦は領海で拿捕され、そして、国民派の軍艦の護送の下にある船舶を、公海上で釈放させよとはしないであらうという通告を受けた。これは法的状態が事実上の

政府の権利にとって有利なようにかたまりつつある兆候であった。そしてここで言う事実上の政府の権利に挑戦出来るのは、それだけの水準をもつた武力に訴え得る場合のみであった。しかも英國海軍としては、このような水準をもつた武力使用の可否について、深く考えたくなかったのである。事実は混乱し、法も混乱したのであった。

## 八 結語

既に序説において述べたように、たとえば、第三国の大規模ジェット輸送機が戦時禁制品を叛乱者側に支給すべく公海の上空を飛翔している時に、正統政府側の輸送機または戦闘機が、これを臨検して、当該戦時禁制品を没収することは技術上不可能であろう。近くの飛行場へ着陸させて臨検することは理論上は可能だが、民族解放戦争あるいは大國の勢力圏拡大を目的とした叛乱軍支援活動が実際に進行している時に、緊迫した状況の中で輸送機が、着陸要請に応ずることは、殆んど考えられないことであろう。航空機の発達は、戦車や人員に至るまで、航空機で輸送することを可能にしたから、交戦団体承認論は、従来のように、海上輸送のみを考慮した封鎖制度や臨検検査権の制度では、説明しえないことになった。また、叛乱団体や正統政府軍の持つ兵器と、そのいずれにも加担しない筈の第三国の大規模の武器の、質の差が甚だしく大きい場合には、海上においてさえも実効性のある封鎖や臨検は、まったく不可能であろう。かくして、序説において述べたいくつかの諸条件を併せ考える時、交戦団体の承認論の適用範囲は殆んど全く消滅しかかって来ているように、私には思われる。<sup>(28)</sup>

- ① T. J. Lawrence, *The Principles of International Law*, 7th edition, p. 328.

② ハヤシ・トマ・シーカー『総合的法事務による中立国の「国際法の友」』(Sherton Baker. First Steps in International Law, London, 1899, P. 255).

③ Henry Wheaton, *Elements of International Law*, London, Third English Edition, p. 36.

④ 毎日新聞・一九七九年六月十九日申  
毎日新聞・一九七九年七月十七日申

⑤ 田岡良一・国際法学大綱・上巻・111頁

⑥ 読売新聞・一九七九年七月十八日申  
J. G. Starke, *An Introduction to International Law*, London, 1977, p. 175.

⑦ 一又山譲・国際法講義・昭和十七年・九〇頁

⑧ J. G. Starke, op. cit., p. 177.

⑨ Gerard von Glahn, *Law among Nations*, London, 1976, p. 86.

⑩ 一又山譲・前掲書・九一頁

⑪ John Bassett Moore, *Digest of International Law*, Vol. I. First AMS Edition, p. 164.

⑫ Moore, op. cit., p. 165.

⑬ 田沼良一・国際法講義・上巻・昭和廿年・110頁

⑭ 田沼良一・国際法I・(新版)・昭和廿一年・118頁

⑮ Moore, op. cit., p. 167.

⑯ Moore, op. cit., p. 168.

⑰ D. P. O'Connell, *The Influence of Law on Sea Power*, Manchester University Press, 1975, pp. 115, 116.

⑱ D. P. O'Connell, op. cit., p. 116.

⑲ D. P. O'Connell, op. cit., p. 117.

⑳ Oscar Svarlien, *An Introduction to the Law of Nations*, London, 1955, p. 105.